



Niigata
Industrial
Creation
Organization

新潟起業チャレンジ ビジネスプランコンテスト

(助成事業名:U-Iターン創業加速化事業 高成長要件)

募集案内

平成30年7月



Niigata
Industrial
Creation
Organization

公益財団法人

にいがた産業創造機構

目 次

●制度の目的	2
●応募・助成対象者	2
●助成対象事業	2
●助成事業外事業	3
●助成事業の実施期間	4
●助成限度額及び助成率・交付条件	4
●助成対象経費	4
●申請の方法	4
●審査方法	6
●審査基準	6
●採択者の義務	7
●申請から助成事業の採否決定までの流れ	8
●交付決定された場合の助成金支払までの流れ	8
●交付決定以降のスケジュール	9

●制度の目的

本事業は、新潟県外から本県へのU・Iターンによる移住・定住を促進し、新規性・成長性等が見込まれるビジネスプランを基に起業する者を支援することで、人口増加や新たな雇用の創出、地域経済の活性化を図ること目的とします。

※本事業は国の「地方創生推進交付金」を活用して実施するものです。

●応募・助成対象者

下記の全ての要件に該当し、事業計画に基づき申請日以降、平成32年2月末日までに県内に事業所を設置して起業する者（※1）

① 次のいずれかに該当する者

ア U・Iターンにより県内に移住し起業する者。U・Iターンとは新潟県外の居住者が新潟県内に転居することをいいます。また、起業準備等のために既に新潟県内に転居している者（申請日時時点で転居後1年以内に限る）も対象とします。

イ 進学を契機に県内に在住している県外出身の大学院生等で、県内で起業する者

ウ 有期雇用契約等により県内へ転居して就業している県外出身者で、県内で起業する者（例：地域おこし協力隊の隊員）。また、有期雇用契約終了後、1年以内の者も対象とします。

② 平成30年12月に新潟県内で開催するビジネスプランコンテスト最終審査会に進出し、審査の結果、優秀賞を受賞した者

※1 起業する者とは

⇒個人開業にあたっては、開業届が未提出の者

⇒法人設立予定者は、法人登記が未了の者

開業届未提出、法人登記未了の場合でも営業の実態が確認された場合は対象となりません。また、申請時において会社または他の団体等に所属する者（代表者及び役員を含む）にあつては、原則として交付決定後2か月以内に、所属する会社、団体等を退職することができる者が対象です（学生及び地域おこし協力隊の任期途中の者は除く）。

●助成対象事業

この助成金の対象となる事業は、次に掲げるすべての事項を満たす事業です。

- 1 1年以上の事業継続が見込まれるもの
- 2 3年以上の事業計画を策定するもの
- 3 風俗営業、性風俗営業、公序良俗に反する事業のほか（公財）にいがた産業創造機構（以下「NICO」という）が不相当と判断する事業ではないもの（助成対象外事業は次ページのとおり）。

【助成対象外事業】

- 農業
- 林業
- 漁業
- 狩猟業
- 金融・保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業を除く）
- 娯楽業のうち風俗関連営業
- 競輪・競馬等の競争場・競技団
- パチンコホール
- ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場
- 芸ぎ業
- 場外馬券売場及び場外車券売場
- 競輪競馬等予想業
- 芸ぎ周旋業
- 集金業・取立業（公共料金またはこれに準ずるものに関するものを除く）
- 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主におこなうもの
- 易断所・観相業
- 相場案内業
- 病院
- 一般診療所
- 歯科診療所
- 助産・看護業
- 歯科技工所
- 獣医業
- 学校（学校法人が経営するもの）
- 法律事務所、特許事務所
- 公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所
- 公認会計士事務所、税理士事務所
- 社会保険労務士事務所
- 通訳案内業
- 不動産鑑定業
- 行政書士事務所
- 宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体、LLP(有限責任事業組合)
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項及び第5項に規定するもの
 - ・風俗営業(第1項)
キャバレー(第1号)、スナック・バークラブ(第2号)、ナイトクラブ(第3号)、低照度飲食店(第5号)等
 - ・性風俗関連特殊営業(第5項)
店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業
- その他公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる事業

●助成事業の実施期間

交付決定日(ビジネスプランコンテスト最終審査会当日を予定)から、次に掲げる期日のうち、いずれか早い方の日までとする(但し平成31年3月1日から3月31日までの期間は助成事業の実施期間から除く)。

1. 開業1年後に当たる日
2. 平成32年2月末日

●助成限度額及び助成率・交付条件

- 創業に必要な経費の3分の2以内まで、500万円を上限に助成します。
- 助成金の交付は経費の支払いを終えた後の精算払いとなります。

●助成対象経費

1 助成対象経費の内容

下記経費のうち、助成事業の実施期間に契約、取得、支払が完了する経費が対象です。

経費区分	助成対象経費
事業拠点開設費	<ul style="list-style-type: none">・事業開始に必要な機械設備、工具器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費・事業所の増改築費 ※新築費は対象外・事業用車両購入費 ※乗用車(3、5ナンバー)は対象外(旅客運送業を除く)・法人登記費用(印紙・登録免許税を除く)・消耗品費・その他必要と認められる経費
事業促進費	<ul style="list-style-type: none">・人件費(本人、役員、3親等以内の親族を除く)・賃借料・光熱水費・通信運搬費・広告宣伝費・その他必要と認められる経費

2 助成対象経費の支払方法

銀行振込、銀行口座振替、クレジットカード払いのいずれかによる。
(※原則として現金による支払は認められません)

●申請の方法

1 申請書類の入手方法

申請書類は「新潟起業チャレンジ」公式ホームページ(www.niigata-challenge.com) または NICO ホームページ(www.nico.or.jp) からダウンロードできます。

2 申請書類の作成・提出

以下の書類を作成し、NICO まで提出してください。

(締切：平成30年10月29日(月)(必着))

- ・U・Iターン創業加速化事業交付申請書
- ・新潟起業チャレンジビジネスプランコンテスト 事業計画書
- ・事業経費の内容及び助成金交付申請額
- ・本人確認書類のコピー(運転免許証、健康保険証、パスポート等)
- ・U・Iターン事業概要書
- ・U・Iターンを証明する書類のコピー(住民票・学生証等)
- ・個人情報取扱い同意書
- ・許認可・免許を伴う業種であれば許可証・免許証等のコピー

3 応募期間

平成30年7月23日(月)～10月29日(月)

【申請先・お問合せ先】

・助成金についての申請・お問い合わせ先

(公財) にいがた産業創造機構
経営支援グループ 創業・経営革新チーム
〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル9階
TEL 025-246-0051(直通) FAX 025-246-0030
E-mail shinkisogyo@nico.or.jp

・ビジネスプランコンテストについてのお問い合わせ先

新潟起業チャレンジ事務局(グローバルマーケティング株式会社内)
〒950-0965 新潟市中央区新光町10-3 技術士センタービルⅡ 7階
TEL 025-282-5600

●審査方法

・1次審査（書面）

申請頂いた申請書に基づき書面審査を実施します。

審査結果通知：平成30年11月中旬予定

※郵送にて通知します。

・最終審査（公開プレゼンテーション審査）

平成30年12月開催予定

※最終審査に進出した場合、申請者名、住所（市区町村名）、業種を公表しますのでご了承ください。

●審査基準

申請された事業計画については、主に以下のポイントについて審査を行います。

（1）具体性・新規性

- ・独自の技術、ノウハウ、アイデア等に基づく事業計画か
- ・新たな価値を生み出す商品、サービスか 等
- ・事業の目的が明確であるか

（2）実現可能性

- ・その事業について十分な知識と経験があるか、経験不足を補う方策があるか
- ・事業に志と情熱を持っているか
- ・必要な資金（設備資金、運転資金）を確保できる計画か

（3）継続性・成長性

- ・商品、サービスのセールスポイントはあるか
- ・商品、サービスは顧客のニーズにマッチしているか
- ・売上、費用、利益などの損益計画は適正か 等

（4）地域貢献性・社会性

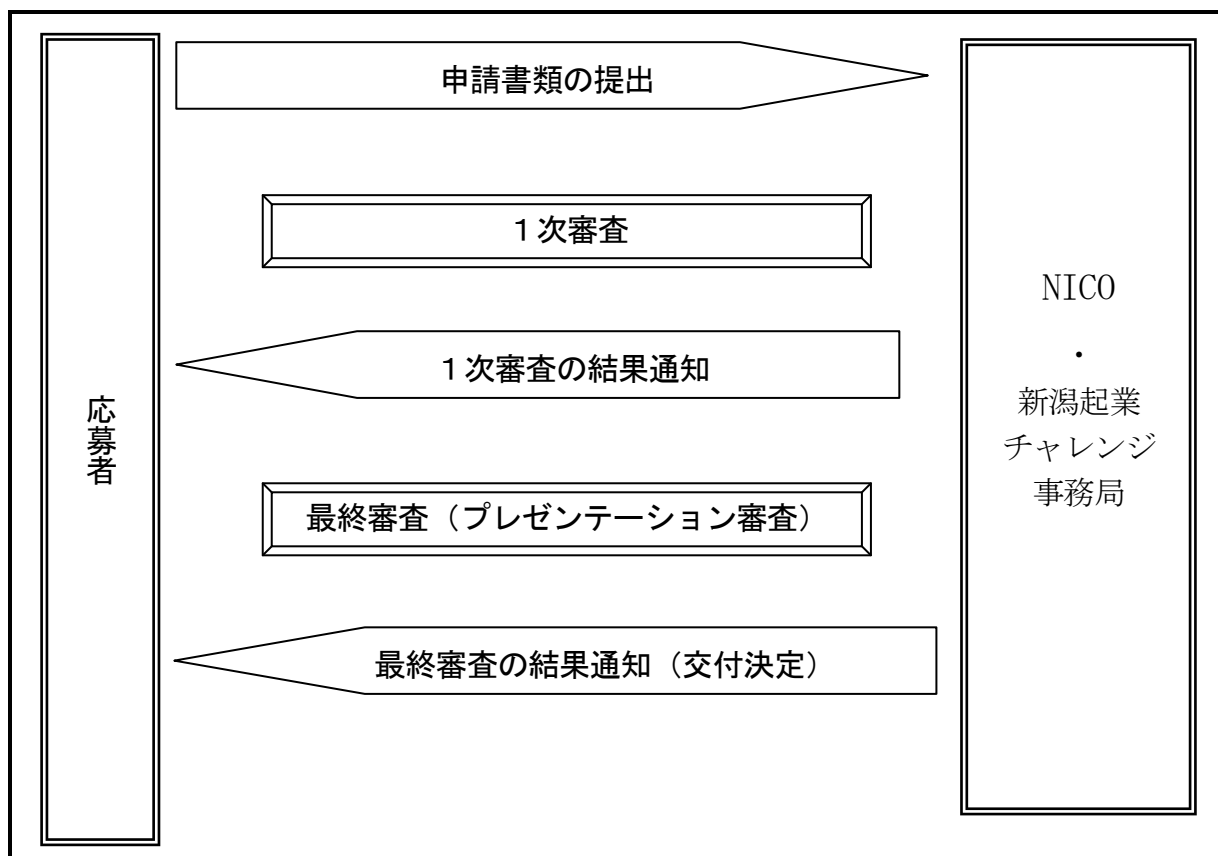
- ・本県で創業する意義、必要性がある内容か
- ・県内の地域資源を活用するなど県内への波及効果が認められるか
- ・県内で新たな雇用の創出が見込まれるか 等

●採択者の義務

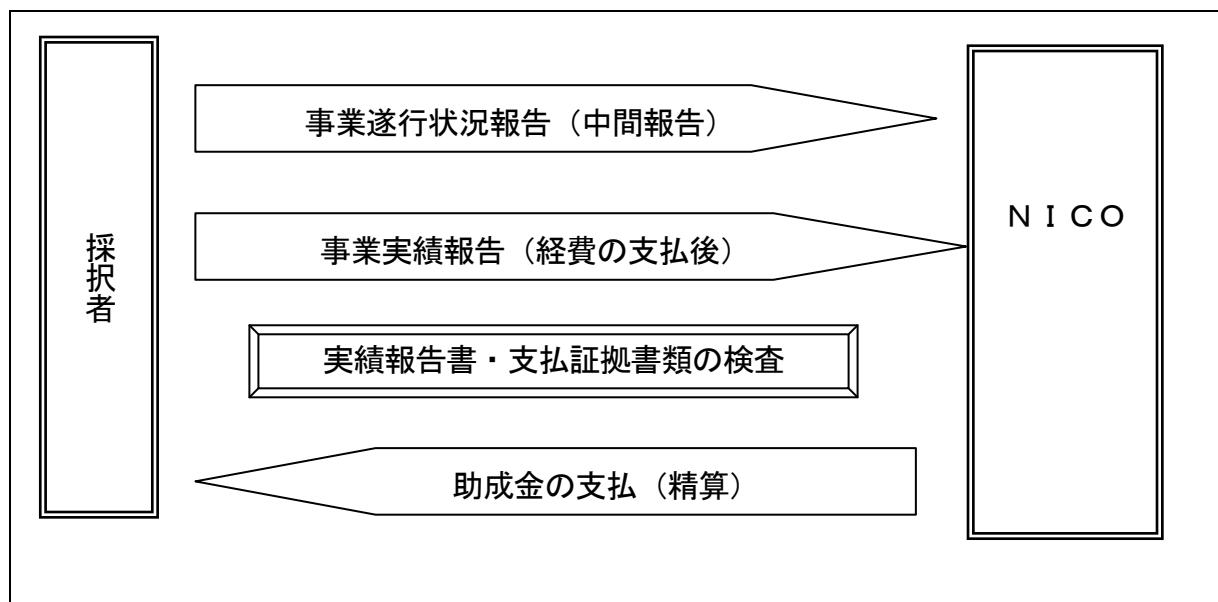
助成金を受けた場合は、以下の事項を守らなければなりません。

- 1 助成事業の内容を変更しようとする場合は事前に承認を得ること。
- 2 事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- 3 事業完了後、実績報告書を提出すること。
- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的にしたがって効率的な運用を図ること。
- 5 事業により取得し、又は効用の増加した財産をやむを得ず処分する場合は、事前に承認を受けること。また、処分により収入があった場合には、その収入の全部又は一部の機構への納付を求める場合があること。
- 6 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- 7 助成事業の実施期間終了後5年間、事業化状況報告を行うこと。

●申請から採否決定までの流れ



●交付決定された場合の助成金支払までの流れ



●交付決定以降のスケジュール

1 助成事業実施上の留意点等について個別説明

助成金交付までのスケジュールや事務手続き、留意点等についてご説明します。

2 事業遂行状況報告書の提出

事業の進捗状況の中間報告を行っていただきます。

3 実績報告書の提出（事業の完了後）

創業後、支払済の助成対象経費に関する支払証拠書類（見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等）の写しを報告書に添付して提出していただきます。

必要に応じて、現地訪問を行います。

4 助成金の交付

助成金の交付は、実績報告提出後の精算払となります。

5 事業化状況の報告（5年間）

事業終了後5年間、各年における助成事業成果の事業化状況を報告していただくとともに、助成事業に関する調査に協力していただきます。